

作成年月日	平成 25 年 4 月 23 日
作成課	県土整備部住宅建築局住宅政策課 建築指導課

淡路島を震源とする地震により被害を受けた住宅の耐震化の推進 及び復興支援対策について

淡路島を震源とする今回の地震により被害を受けた住宅の復旧にあわせて行う建物の耐震化を支援するため、耐震化補助制度を拡充するとともに、全壊・大規模半壊に対応できるよう住宅復興融資を追加実施する。

1 住宅の耐震化の推進について

(1) 簡易耐震診断の無料化

一部損壊(損害割合 10%以上。以下同じ。)以上の住宅について、所有者が早急に建物の状況を把握し、耐震化を進められるよう、所有者負担(現行：1割負担)を無料化。

対象住宅 昭和 56 年 5 月以前着工の住宅で、今回の地震災害で一部損壊以上の被害を受けた住宅

実施主体 市

負担割合 個人負担：1割負担 無料

(診断費用：例 木造戸建 30,000 円【個人負担：3,000 円 無料】)

(2) わが家の耐震改修促進事業(住宅耐震改修工事費補助)における補助額の引上げ

ア 住宅耐震改修計画策定費補助(従前どおり)

対象となる費用 昭和 56 年 5 月以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された住宅の耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

補助率等 補助率 2/3、補助限度額 20 万円

イ 住宅耐震改修工事費補助

一部損壊(損害割合 10%以上。以下同じ。)以上の戸建住宅の復旧にあわせて行う建物の耐震化を支援するため、補助率を 1/3 から 1/2 に引上げ、耐震改修費の自己負担額の軽減を図る。

(耐震改修工事の例)基礎の補強、耐力壁の設置工事、土葺瓦から引っかけ棧瓦への葺き替え等屋根の軽量化工事など

対象住宅 昭和 56 年 5 月以前着工の戸建住宅で、今回の地震災害で一部損壊以上の被害があり、耐震診断で安全性が低いと診断された戸建住宅

補助対象限度額 戸建住宅： 240 万円

木造戸建住宅(耐震診断評点 0.7 未満)： 280 万円

補助率 1/3 1/2

補助限度額 戸建住宅： 80 万円 120 万円/戸

木造戸建住宅(耐震診断評点 0.7 未満)： 93.3 万円 140 万円/戸

2 住宅復興支援対策

- (1) 事業名 ひょうご住宅災害復興ローン
- (2) 貸付対象者 全壊、大規模半壊の被害を受けた被災者で、住宅の建設・購入を行う者
- (3) 資金使途 被災した住宅の建設・購入
- (4) 貸付額 100万円以上500万円以内
- (5) 貸付利率 1～5年目：無利子
6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率
- (6) 貸付期間 25年以内
- (7) 受付期間 平成27年4月まで

なお、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度があります。

- (1) 貸付対象者 〔建設・購入〕全壊、大規模半壊、半壊の「り災証明書」の交付を受けた方
〔補修〕 10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方
- (2) 融資限度額 〔建設・購入〕1,460万円（基本融資額）
〔補修〕 640万円（基本融資額）
- (3) 融資利率 1.2%（平成25年4月30日実行分から）
- (4) 返済期間 〔建設・購入〕25年以内
〔補修〕 20年以内

（参考：補修を行う場合の貸付条件）

- (1) 貸付対象者 半壊、一部損壊の被害を受けた被災者で、住宅の補修を行う者
- (2) 資金使途 被災した住宅の補修
- (3) 貸付額 10万円以上400万円以内
- (4) 貸付利率 1～5年目：無利子
6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率
- (5) 貸付期間 10年以内
- (6) 受付期間 平成26年4月まで

3 現地住宅復興相談所の設置

- (1) 設置場所 淡路県民局内 相談コーナー 電話番号 0799-23-1311
淡路市役所内 相談コーナー 電話番号 0799-64-2025
- (2) 相談日時 4月27日（土）～5月2日（木）
5月8日（水）～5月15日（水）の午前9時～午後5時
建築士による専門相談は上記期間のうち4日
- (3) 相談内容 被災住宅の再建・補修に関する相談（住宅補修融資制度等の情報提供など）
建築士による住宅補修にかかる相談

（問い合わせ先）

住宅の耐震化の推進について：建築指導課防災耐震係 TEL 078-362-4340

住宅復興支援対策について：住宅政策課住宅行政係 TEL 078-362-3611

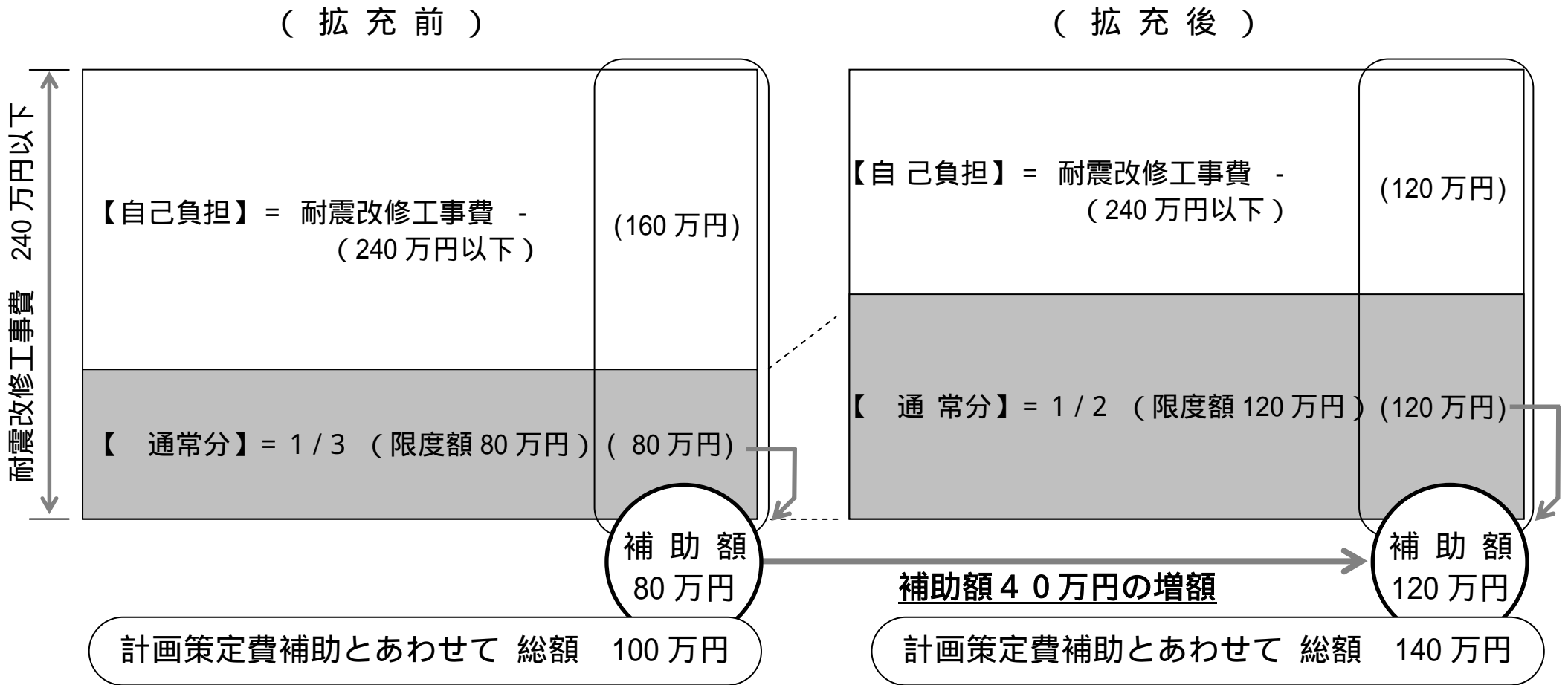
現地住宅復興相談所について：住宅政策課住宅総合計画係 TEL 078-362-3581

新たな補助のイメージ

拡充の内容

補助率： 1 / 3 1 / 2
 補助限度額： 通常分 80 万円 120 万円
 加算額 13.3 万円 20 万円

(例1) 耐震改修工事費 240 万円の戸建住宅の場合



(例2) 耐震改修工事費 280 万円の木造戸建住宅 (評点 0.7 未満)

